

【麻しん風しん予防接種を受けるに当たっての説明書】

○接種前に、必ずお読みください。

1 麻しん・風しんの症状について

◆麻しんとは

麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって起こります。感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気です。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10～12日続きます。その後症状が出始め、発熱、せき、鼻水、めやに、赤い発しんを主症状とします。症状が出始めてから3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱と発しんが出てきます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。患者100人中、中耳炎は7～9人、肺炎は1～6人に合併します。脳炎は1,000人に1～2人の割合で発生がみられます。また亜急性硬化性全脳炎(SSPE)という慢性に経過する脳炎は約10万例に1～2例発生します。また麻しん(はしか)にかかった人は数百人に1人の割合で死亡します。

● 空気感染(くうきかんせん)

ウイルスや細菌が空気中に飛び出し、1m以上を超えて人に感染させることです。麻しん、水ぼうそう、結核等が空気感染します。



◆風しんとは

主に風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間で治りますので「三日はしか」とも呼ばれることがあります。

合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は患者3,000人に1人、脳炎は患者6,000人に1人ぐらいです。大人になってからかかると重症になります。

妊婦が妊娠早期にかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により心臓病、白内障、聴力障害などをもった児が生まれる可能性が高くなります。

● 飛沫感染(ひまつかんせん)

ウイルスや細菌がせき、くしゃみなどにより、細かい唾液や気道分泌物につつまれて空気中に飛び出し、約1mの範囲で人に感染させることです。百日せき、インフルエンザ、おたふくかぜ等が飛沫感染します。

2 予防接種の効果

麻しん含有ワクチン及び風しんワクチン(主に接種されているのは、麻しん風しん混合ワクチン)を接種することによって、95%以上の人麻しんウイルス及び風しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われてしています。また、2回の接種を受けることで1回の接種では免疫が付かなかった5%未満の人に免疫をつけることができます。さらに、接種後年数の経過と共に、免疫が低下してきた人に対しては、2回目のワクチンを受けることで免疫を増強させる効果があります。

3 麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応

1 回目のワクチン接種後の反応として最も多く見られるのは発熱です。接種後1週間前後に最も頻度が高いですが、接種して2週間以内に発熱を認める人が約13%います。その他には、接種後1週間前後に発しんを認める人が数%います。アレルギー反応としてじんま疹を認めた方が約3%、また発熱に伴うけいれんが約0.3%に見られます。2回目の接種では接種局所の反応が見られる場合がありますが、発熱、発しんの頻度は極めて低いのが現状です。稀な副反応として、脳炎・脳症が100万～150万人に1人以下の頻度で報告されていますが、ワクチンとの因果関係が明らかでない場合も含まれています。

なお、麻しん含有ワクチンは、ニワトリの胚細胞を用いて製造されており、卵そのものを使っていないため卵アレルギーによるアレルギー反応の心配はほとんどないとされています。しかし、重度のアレルギー（アナフィラキシー反応の既往のある人など）のある方は、ワクチンに含まれるその他の成分によるアレルギー反応が生ずる可能性もあるので、接種時にかかりつけの医師に相談してください。

4 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種を受けたことによって副反応が起こり、医療機関で治療が必要になった場合や、生活に支障が出るような障害が残った場合など、健康被害が起こったときには、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種の前後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものかを国の審査会（予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家で構成）で審議し、厚生労働大臣に因果関係を認定された場合に限りです。

* 給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師または和歌山市保健所にご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が次のような状態の場合には、予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常がある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適當な状態と判断した場合

《お問い合わせ先》

和歌山市保健所保健対策課 TEL:073(488)5118 FAX:073(431)9980